

○ 刑事法

第20章 性犯罪（24. 7. 1998/563）

第1条（レイプ）（27. 6. 2014/509）

- 1 人に対し、暴力を行使し、又は暴力を行使する旨の脅迫をすることによって、人に性交を強要した者は、レイプとして1年以上6年以下の拘禁刑に処する。
- 2 意識がない状態、疾病、障害、畏怖状態その他無力な状態のため、人が自己防衛、又は意思の形成若しくは表明をすることができないことに乗じ、人と性交した者も、レイプとして処罰する。
- 3 脅迫が軽微であること、又は犯行に関するその他の要因に鑑みて全体として評価した場合に、レイプが第1項又は第2項に規定する行為よりも重大性に乏しい場合には、4月以上4年以下の拘禁刑に処する。第1項に規定する脅迫以外の方法によって相手に性交を強要した者も同様の刑に処する。レイプにおいて暴力が行使された場合には、本項の規定は適用されない。
- 4 未遂は、罰する。

第2条（悪質なレイプ）（27. 6. 2014/509）

- 1 レイプにおいて、
 - (1) 人に重篤な傷害、重篤な疾病若しくは生命の危険に関わる状況が生じた場合
 - (2) 複数の者が犯行に及んだ場合、若しくは特に有意な精神的若しくは身体的苦痛が生じた場合
 - (3) 被害者が18歳未満の児童の場合
 - (4) 犯行が特に残虐、残酷若しくは屈辱的な方法で行われた場合、又は
 - (5) 銃砲、刀剣類若しくは人の生命に危険の及ぶ道具を使用した場合その他重大な暴力で脅迫した場合に、全体を評価した上でレイプが悪質な場合には、悪質なレイプとして2年以上10年以下の拘禁刑に処する。
- 2 未遂は、罰する。

第3条（27. 6. 2014/509）

第3条は法律27. 6. 2014/509により廃止された。

第4条（性的行為の強要）（24. 7. 1998/563）

- 1 暴力又は脅迫によって、第1条に規定する行為以外の性的行為を行い、又は当該行為の対象とされることを人に強要し、それによって人の性的自己決定権を本質的に侵害した者は、性的行為の強要として罰金刑又は3年以下の拘禁刑に処する。
- 2 意識がない状態、疾病、障害、畏怖状態その他無力な状態のため、人が自己防衛、又は意思の形成若しくは表明をすることができないことに乗じ、人に第1項の性的行為を行わせ、又は当該行為の対象とし、それによって人の性的自己決定権を本質的に侵害した者も、性的行為の強要として処罰する。（13. 5. 2011/495）
- 3 未遂は、罰する。

第5条（性的虐待）（24. 7. 1998/563）

- 1 自己の地位を利用して、次に掲げる者に対し、性交若しくは性的自己決定権を本質的に侵害する行為をするよう、又はそのような性的行為の対象となるよう誘引した者は、性的虐待として罰金刑又は4年以下の拘禁刑に処する。
 - (1) 18歳未満の者であって、学校その他の機関において、行為者の権限又は監督下にあるか、それと同等の従属関係にある者
 - (2) 18歳未満の者であって、その未熟さ及びその者と行為者との間の年齢差のため、性行動に関する自己決定能力が行為者よりも本質的に低い者であり、行為者がその未熟さに乗じたことが明白な場合
 - (3) 病院その他の施設で治療を受けており、疾病、障害その他の虚弱によって、自己防衛又は意思の形成若しくは表明をする能力が本質的に低下している者（27. 6. 2014/509）
 - (4) 行為者に特に依存する者であり、行為者がその依存性に乗じたことが明白な場合
- 2 第2項は法律 13. 5. 2011/495により廃止された。
- 3 未遂は、罰する。

第5a条（性的嫌がらせ）（27. 6. 2014/509）

接触によって、相手の性的自己決定権を侵害すると認められる性的行為を行った者は、当該行為について本章に罰則が定められていない場合には、性的嫌がらせとして罰金刑又は6月以下の拘禁刑に処する。

第6条（児童性的虐待）（20. 5. 2011/540）

- 1 接触その他の方法で、16歳未満の児童に対し、その者の発達を阻害する可能性のある性的行為を行い、又は当該行為を行わせた者は、児童性的虐待として4年以上6年以下の拘禁刑に処する。(12. 4. 2019/486)
- 2 全体を評価したときに、第7条第1項に規定する悪質な犯行に当たらない場合において、16歳未満の児童と性交した者は、児童性的虐待として処罰する。16歳以上18歳未満の児童と第1項又は本項前段に規定する行為に及んだ者は、その者が当該児童の親、又は親に相当する立場にあり、当該児童と同一世帯で生活する場合も、児童性的虐待として処罰する。
- 3 未遂は、罰する。

第7条（悪質な児童性的虐待）(20. 5. 2011/540)

- 1(1) 行為者が、16歳未満の児童と性交した場合、若しくは、第6条第2項に規定する場合において16歳以上18歳未満の児童と性交した場合、又は
 - (2) 児童に性的虐待をし、
 - (a) 犯行によって重大な侵害を引き起こすこととなるような年齢又は発達段階である児童が対象の場合
 - (b) 特に屈辱的な方法で犯行が行われた場合、若しくは
 - (c) 児童の行為者に対する特別な信頼により、又は児童が行為者に特に依存する立場であることにより、犯行によって児童に重大な侵害を引き起こすこととなるような場合において、全体を評価したときに、犯行が悪質な場合には、行為者を悪質な児童性的虐待として1年以上10年以下の拘禁刑に処する。
- 2 未遂は、罰する。

第7a条（制限条項）(20. 5. 2011/540)

相手方の性的自己決定権を侵害しない行為であり、かつ、両当事者の年齢、精神的及び肉体的成熟に有意な差異がない行為は、児童性的虐待及び第7条第1項第1号に規定する悪質な児童性的虐待とは認定されない。

第7b条（悪質な児童レイプ）(12. 4. 2019/486)

- 1 第2条に規定する悪質なレイプの罪と同時に、第7条第1項第1号に規定する悪質な児童性的虐待の罪に問われる者は、悪質な児童レイプとして4年以上12年以下の拘禁刑に処する。

- 2 悪質な児童性的虐待未遂又は悪質な児童強姦未遂として処罰される場合には、第1項の規定は適用されない。

第10条（定義）（27. 6. 2014/509）

- 1 本法において、性交とは、性器によって行われ、又は性器若しくは肛門を対象とする、相手の身体への行為者の性器の挿入、又は行為者の身体に相手の性器を入れる性的挿入をいう。
- 2 本法において、性的行為とは、行為者及び相手方、並びに行為の状況に鑑みて、性的な行為をいう。

第11条（公訴権）（27. 6. 2014/509）

被害者が起訴することを申し出ない場合、又は極めて重要な公益によって起訴が要求されない場合、検察は、18歳以上の者に対する性的嫌がらせを起訴してはならない。